

日之影町農業委員会 第29回総会

開催日時 : 令和7年12月23日(火) 午後4時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 佐藤 陽子 矢通 広信
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : 今村 浩二三 押方 徹

議事日程 : ① 議案第85-1号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

～

議案第85-5号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

② 議案第86-1号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

～

議案第86-18号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

③ 議案第87号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第88号

「非農地証明交付申請の承認について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 5番 工藤 昭一 委員、6番 山本 英二 委員にお願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第85号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。 なお、議案第85-1号から議案第85-5号については、農地中間管理事業による設定のため、一括して審議したいと思います。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第85号説明・朗読)</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。この件に関して質疑がある方は、挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
会長	<p>4号の■■■■さんは■■■■地区の方か</p>
梶田委員	<p>そうだ。土地を父親が買って耕作していたから息子になっている。</p>
事務局	<p>今回の契約は5名の方だけしか行っていない。土地そのものは■■■■にはたくさんあります。メリットがなかなか見えにくく、更新する方が減っています。</p>
事務局長	<p>国の事業を活用する場合にメリットがある、また、集積率等にも関係するので更新していただいた方が良いのだが、なかなか難しいところです。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。</p> <p>これより採決します。議案第85号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第85号は、申請のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第86号おなじく「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。 なお、議案第86-1号から議案第86-18号については、農地中間管理事業による設定のため、一括して審議したいと思います。なお、■■■■委員につきましては、A to Bの対象者となりますので、しばらくの間席を外していただきます。退室をお願いいたします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第86号説明・朗読) について説明します。</p>

議長 以上で説明は終わりました。この件に関して質疑がある方は、挙手をしてご意見を出して下さい。

事務局 基本的に A to A となっております。
A to B もありますが、ほとんど親子間となっております。更新前が663筆、約24万㎡でした。亡くなった方、高齢で施設入所の方、高齢でもう耕作出来ないと言われる方等が多くなっています。
今回、新規の契約が13号、14号、15号です。

会長 今回、契約しないところは中心部から遠いところか

事務局 一概には言えない。中心部にあるところは、地権者がこちらにいない、また亡くなった方のところが多いです。

会長 外れたところは、管理ができず、今後荒れていく懸念はないのか

事務局 ■地区に関しては、中山間で現地確認に行きますが、そこまで荒れているところはありません。
中山間に入っているので誰かが管理している状態です。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第86号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第86号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
この議案についても、■委員に関する議案となりますので、引き続き進行していきます。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第87号説明・朗読)

会長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、私から説明します。

会長 12月3日に事務局と確認していますが、写真を見ていただくと分かりますが、道路わきの小さな田んぼになります。周りにいのしし用の金網が張っており、この土地を除いて全て■さんの土地になります。金網があることにより、■さんが気軽に出入りできる状態ではなくなったこともあり、■さんが自分が管理するからと申し入れをし、譲渡していただく形になったようです。

水の関係等があり田んぼとしての維持はできるか分かりませんが、農地としては十分管理していただけていると思っております。

以上です。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これより採決します。議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第87号は、申請のとおり許可することに決定しました。

ここで、■■■■委員の入室を認めます。

次に、議案第88号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第88号説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、山本委員の説明をお願いします。

山本委員 説明いたします。
現地については事務局と12月5日に確認しました。
申請者の■■■さんは■■■歳で、■■■市にお住まいです。■■■さんの息子さんになります。
■■■さんはすでに亡くなっており、■■■住宅に住まわれており、平成19年に■■■住宅に転居されています。
申請地は■■■地区になり、令和2年9月に相続しています。
現在、国庫帰属手続き中で、国からの指導により地目変更するようにと、行政書士の■■■氏より提出されました。

以上です、ご審議をお願いいたします。

会長 危険区域として、防護柵等をつけるのか。

山本委員 この写真では分からないが、上の方にはすでに防護柵はあります。

事務局 この土地の隣に以前、家が建っていたようですので、倉庫か何かの基礎が見えているのではないかと思います。どう見ても畑ではないので。

会長 原野というより雑種地ではないかと思う。コンクリート敷きも見えているし。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

現況地目が原野となっていますが、雑種地に変えて採決を図りたいと思います。
これより採決します。議案第88号「非農地証明交付申請の承認について」、申請の

とおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第88号は、申請のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第29回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。